

法務省民商第990号
平成20年3月21日

法務局民事行政部長 殿
(除く東京)
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

端株発行会社が普通株式を分割する際に取得条項付種類株式の内容を変更する場合における会社法第111条第1項の当該種類株式の株主全員の同意及び同法第322条第1項の当該種類の株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議の要否について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙 1

1 法登 1 第 2 6 9 号

平成 20 年 3 月 19 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

端株発行会社が普通株式を分割する際に取得条項付種類株式の内容を変更する場合における会社法第 111 条第 1 項の当該種類株式の株主全員の同意及び同法第 322 条第 1 項の当該種類の株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議の要否について（照会）

端株発行会社が端株を解消するために普通株式 1 株を 100 株に分割する場合において、取得条項付種類株式の種類株主に対価として交付する普通株式の数に実質的な変更が生じないようにするため、種類株式の取得条項中、対価として交付する普通株式の数の算定方法についての定款の定めを別紙のように変更しようとするときは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 111 条第 1 項に定める種類株主全員の同意は要せず、同法第 322 条第 1 項の当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要するものと解されますが、いささか疑義がありますので照会します。

照会別紙

変更前	<p>第〇条</p> <p>当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかったA種類優先株式を同期間末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は一斉取得日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円</u>の位を四捨五入する。</p>
変更後	<p>第〇条</p> <p>当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかったA種類優先株式を同期間末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は一斉取得日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>10銭</u>の位まで算出し、その<u>10銭</u>の位を四捨五入する。</p>

別紙2
法務省民商第989号
平成20年3月21日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

端株発行会社が普通株式を分割する際に取得条項付種類株式の内容を変更する場合における会社法第111条第1項の当該種類株式の株主全員の同意及び同法第322条第1項の当該種類の株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議の要否について（回答）

本月19日付け1法登1第269号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。